

登園許可届け

「登園許可届け」提出のお願い（保護者の方がご記入ください）

社会福祉法人清涼会 多摩小ばと保育園

日頃、保育園の保健管理についてご協力いただきありがとうございます。
小さなお子さんの集団生活の場である保育園では、しばしば感染症が流行します。流行を最小限にできますよう、他のお子さんにうつしてしまう可能性のある場合には保育園はお休みしていただくようお願いしています。

下記の感染症は学校保健安全法施行規則の中で、条件によって登園停止になるものです。かかってしまった場合には、受診をして登園については医師の指示を受けて下さるようお願いいたします。医師による登園許可証は必要ありませんが、保護者の方に「登園許可届け」を提出していただきます。

H27年12月改訂

病名	感染しやすい期間	登園の基準
インフルエンザ	発症前24時間～発症後3日程度が感染力が強い	発熱後5日間及び解熱後3日を経過してから
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱がなく、普段の食事が出来ること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月位ウイルスを排泄している）	発熱がなく、普段の食事が出来ること
伝染性紅斑（りんご病）	風邪症状出現から顔に発疹が出るまで	全身状態が良いこと
マイコプラズマ感染症	臨床症状発現時がピークで、その後4～6週続く	発熱や激しい咳が治まっていること

※ 登園の際に、担任又は当番保育士に渡して下さい。

キーリートーリ線

登園許可届け

組 氏名

病名

受診した結果、上記のように診断されました。

医師から 月 日 () より登園の許可がありました。

(医療機関名:)

インフルエンザと診断されましたら、発症の日と熱が

下がった日を記入してください

発症（熱が出た日） 月 日 ()

解熱した日 月 日 ()

「発熱後5日」、「解熱後3日」とは、発熱した日、解熱した日は含まれず次の日が1日目となります。裏の早見表で確認して下さい。

平成 年 月 日

保護者氏名

印